

宮崎県設計等委託業務成績評定要領

平成 2 1 年 7 月 6 日
環境森林部自然環境課
農政水産部農村計画課
県土整備部技術企画課

(目的)

第 1 この要領は、宮崎県環境森林部、農政水産部及び県土整備部が所管する測量、調査、設計等の委託業務（以下「設計等委託業務」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者及び技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第 2 この要領において評定の対象となる設計等委託業務は、次の各号に掲げる共通仕様書に定める測量業務（用地測量業務を含む。）、地質・土質調査業務、調査業務（用地調査業務を除く。）、計画業務及び設計業務（建築設計を除く。）のうち、原則として当初の設計金額が 1 0 0 万円以上の業務とする。

- 一 森林土木事業設計等業務共通仕様書（環境森林部）
- 二 測量業務共通仕様書（農政水産部、県土整備部）
- 三 地質・土質調査業務共通仕様書（農政水産部、県土整備部）
- 四 設計業務共通仕様書（農政水産部、県土整備部）
- 五 用地調査等共通仕様書（農政水産部）

(評定者)

第 3 設計等委託業務の評定者（以下「評定者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 検査員 宮崎県財務規則（昭和 3 9 年宮崎県規則第 2 号）に基づき契約担当者から当該設計等委託業務の検査を命ぜられた者をいう。
- 二 総括調査員及び主任調査員 本要領第 2 の各号に掲げる共通仕様書に基づき発注者が定めた当該業務の調査職員をいう。

(評定の方法)

第4 評定は、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

- 2 評定の結果は、設計等委託業務成績評定表（別記様式第1号）（以下「評定表」という。）に記録するものとする。
- 3 評定は、別に定める考査基準に基づき行うものとする。

(評定の時期)

第5 検査員は検査を実施したとき、総括調査員及び主任調査員は設計等委託業務が完了したとき、それぞれ評定を行うものとする。

(評定表の提出等)

第6 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、評定表を発注者に提出するものとする。

(評定結果の通知)

第7 発注者は、評定者から評定表の提出があったときは、遅滞なく、当該設計等委託業務の受注者に対して、評定結果を設計等委託業務成績評定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

(評定の修正)

第8 発注者は、第7の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

- 2 発注者は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を設計等委託業務成績評定通知書により当該設計等委託業務の受注者に通知するものとする。

(評定結果の公表)

第9 発注者は、第7又は第8による通知を行ったときは、通知を行った月の評定結果を別記様式第2号により、翌々月にまとめて公表するものとする。

- 2 公表については閲覧方式とし、閲覧は各発注機関において行うものとする。
- 3 閲覧期間は、評定結果の通知を行った年度の翌年度の3月31日までとする。

(説明請求)

第10 第7に規定する評定結果の通知（第8に規定する評定の修正に係る通知を含む。以下同じ。）を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（宮崎

県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条に規定する休日を除く。以下同じ。）以内に、書面により、発注者に対して評定の内容について説明を求めることができる。

- 2 発注者は、前項による説明を求められた場合、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、設計等委託業務成績評定に係る説明書（別記様式第3号）により回答するものとする。ただし、発注者は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、回答までの期間を30日まで延長することができる。この場合、発注者は、請求者に対し回答期限の延長について書面により通知しなければならない。

附 則

この要領は、平成21年7月6日から施行し、平成21年4月1日以降に契約を締結し施行の日以降に完了検査を行う設計等委託業務から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

決裁欄

別記様式第1号

設計等委託業務成績評定表

年 月 日

発注機関名： _____

設計等委託業務名			
契約金額	当初：	最終：	
履行期間	当初： 年 月 日～	年 月 日	最終： 年 月 日～ 年 月 日
完了年月日	年	月	日
完了検査年月日	年	月	日
契約相手方住所氏名			
管理技術者氏名			
照査技術者氏名			
担当技術者氏名 ①			
担当技術者氏名 ②			
担当技術者氏名 ③			
担当技術者氏名 ④			
担当技術者氏名 ⑤			
担当技術者氏名 ⑥			
担当技術者氏名 ⑦			
担当技術者氏名 ⑧			
総括調査員所属・氏名	印		
主任調査員所属・氏名	印		
完了検査員所属・氏名	印		

評価項目		業務評定 (注1)	技術者評点		
			主任技術者 (注2)	担当技術者	照査技術者
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制及び 執行計画			
	実施状況の評価	執行管理			
		品質管理			
		実務特性			
		創意工夫			
	説明調整能力の評価	説明調整能力			
取組姿勢	責任感・積極性・ 倫理観				
結果評価	成果品の品質				
①小計(注2)					
②事故等による減点					
③契約不適合による減点					
④その他()					
総合評定点=①+②+③+④					

注) 1. 各評価項目の評定点は、小数第二位を四捨五入して表示している。
 2. ①小計は、小数第一位を四捨五入し整数とする。

様式第2号

文 書 番 号
年 月 日

(受 注 者)
商号又は名称
代表者氏名

殿

(発 注 者)

印

設計等委託業務成績評定通知書

貴社が受注した下記業務について、宮崎県設計等委託業務成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定結果に疑問があるときは、発注者に対して、説明を求めることができます。

説明を求める場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して10日（宮崎県の休日を定める条例第2条に規定する休日を除く。）以内に、書面（請求年月日、受注者名、委託業務名及び疑問の内容を記載したもの。）を提出してください。

記

1 委託業務名	
2 履行期間	自 年 月 日 至 年 月 日
3 完了年月日	年 月 日
4 完了検査年月日	年 月 日
5 総合評定点 (修正評定点)	点 (項目別評定点は別表のとおり) (点) 【総合評定点が修正された場合のみ】
6 管理技術者氏名	
7 照査技術者氏名	
8 担当技術者氏名	

別表

項目別評定点

業務名：

評価項目	細 別	業務評定 (評定点/満点)	技術者評定			
			管理技術者 (注1) (評定点/満点)	担当技術者 (評定点/満点) (注1)	照査技術者 (評定点/満点) (注1)	
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制及び執行計画	点/ 点	点/ 点	点/ 点	— 点/ — 点
	実施状況の評価	執行管理	点/ 点	点/ 点	点/ 点	— 点/ — 点
		品質管理	点/ 点	点/ 点	点/ 点	点/ 点
		業務特性	点/ 点	点/ 点	点/ 点	— 点/ — 点
		創意工夫	点/ 点	点/ 点	点/ 点	— 点/ — 点
	説明調整能力の評価	説明調整能力	点/ 点	点/ 点	点/ 点	— 点/ — 点
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観	点/ 点	点/ 点	点/ 点	— 点/ — 点
結果評価	成果物の品質		点/ 点	点/ 点	点/ 点	点/ 点
評定点の小計 (注2)		点/ 点	点/ 点	点/ 点	点/ 点	
事故等による減点		点	点	点	点	
契約不適合による減点		点	点	点	点	
その他 ()		点	点	点	点	
総合評定点 (注2)		点 / 100点	点 / 100点	点 / 100点	点 / 100点	

注) 1. 各項目の評定点及び満点は小数第二位を四捨五入して表示している。

2. 評定点の小計は小数第一位を四捨五入し、整数としている。

様式第3号

文 書 番 号
年 月 日

(受 注 者)

商号又は名称

代表者氏名

殿

(発 注 者)

印

設計等委託業務成績評定に係る説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から説明を求められた評定の内容について、
下記のとおり回答します。

記

- 1 委託業務名 年度 第 号 業務
- 2 回答内容